

政令第 号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政

令

内閣は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年八月四日とする。

理由

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。